

令和 4 年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

中津市健康福祉部監査指導室

I 指導監査の実施方法について

社会福祉法人の指導監査については、関係法令・通知、中津市社会福祉法人等指導監査実施要綱、中津市所管社会福祉法人指導監査実施方針等を基に、実地にて監査を行った。

社会福祉法人については、公益性・非営利性を確保する観点等から、平成29年4月1日に施行された改正社会福祉法により、①経営組織のガバナンスの強化、②財務規律の強化、及び③事業運営の透明性の向上が義務付けられたところである。

令和4年度の指導監査については、改正後の2回目の監査ではあるが社会福祉法に定める運営体制が確保されているかどうかを重点事項とし、(i) 評議員の選任及び評議員会の招集・運営に関する事項、(ii) 評議員、理事及び監事の報酬に関する事項、(iii) 事業運営の透明性の向上に関する事項についての確認を行った。

その他、役員を選任状況、理事会の開催状況、法人の契約手続きの状況、会計及び現金管理の状況、社会福祉法人内での資金移動の状況等についても実地にて監査を行った。

II 指導監査の実績について

1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては評価基準を設け、「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」の3項目に分類した。文書指摘事項及び口頭指摘事項については、法人に対して文書により通知を行った。文書指摘事項については、是正改善状況又は改善計画について報告期限を設け、法人から文書による報告を求めた。

文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 関係法令、通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項・ 以前に口頭指摘を受けた事項で、数年経過しても是正・改善されていない事項
口頭指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 関係法令、通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項・ 改正された法令、通知のうち、周知期間が十分経過していないものに抵触しているが、重大な支障を生じていない事項
助言事項	<ul style="list-style-type: none">・ 不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項

2 指導監査の改善指導件数

令和4年度に実施した指導監査における指摘件数は、下記のとおり。

中津市所轄の 社会福祉法人数	令和4年度監査 実施法人数	改善指導件数		
		文書指摘件数	口頭指摘件数	助言
28	8	11	9	29

3 指導監査の指摘内容

令和4年度に実施した指導監査の文書及び口頭指摘件数の法人別内訳は、以下のとおり。

	法人名 (主な施設)	実施日	文書指摘		口頭指摘	
1	だいひ福祉会 (だいひ保育園)	R4.10.18	0		1	・計算書類と整合性のある附属明細書の作成
2	なのみ福祉会 (なのみこども園)	R4.10.27	1	・施設長が理事として未選任	4	・評議員会開催通知手続き不適正 ・訂正後の決算書類、評議員会未承認 ・注記に必要事項未記載(関連当事者との取引) ・理事会で特別の利害関係のある議決では関係理事は退席
3	ややま福祉会 (ややま園)	R4.11.18	2	・みなし決議の場合は評議員全員の同意の意思表示が必要 ・みなし決議の場合は理事全員の同意の意思表示が必要	1	・理事会開催通知手続き不適正
4	三光会 (特養 悠久の里)	R4.12.6	0		2	・計算書類と整合性のある附属明細書の作成 ・注記に必要事項未記載(担保資産)
5	みどり福祉会 (みどりこども園)	R5.1.25	0		0	助言のみ
6	沖代福祉会 (沖代こども園)	R5.1.31	3	・理事と監事の報酬について評議員会未承認 ・計算書類と整合性のある附属明細書の作成 ・登記遅延(目的及び業務)		
7	小楠福祉会 (おぐすこども園)	R5.2.14	0		1	・計算書類と整合性のある附属明細書の作成

8	円照寺八葉会 (みさと保育園)	R5.2.17	5	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会開催通知手続き不適正 ・計算書類等の備置き期間不適正 (決算の計算書類の承認をする理事会と定時評議員会は2週間以上開けなければならない。) ・監事の理事会出席義務未履行 ・監事の過半数の同意未確認 ・登記遅延(理事長・資産の総額) 	0	
---	--------------------	---------	---	--	---	--

Ⅲ 指導監査結果の総括について

法人により指摘件数にばらつきはあったが、概ね早急な改善を必要とするような重大な事案は見受けられなかった。以下が指摘（助言含む）件数の多かった3事例である。

1 評議員の任期について

選任の手続きが不適切な事例には改善を促し、評議員選任・解任委員会で選任された日が3月など前年度に選任された場合は、4月に選任された場合より任期が1年短くなるため注意するよう助言した。

2 評議員会の開催について

評議員会の開催については、理事会で評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を決議し、評議員会の1週間前までに評議員に対して通知する必要がある。しかしながら、理事会で評議員会の日時及び場所並びに議題・議案が決議されていない又は決議前に評議員会の通知がされている事例が見受けられたため、適切に評議員会を開催するよう指導した。

3 計算書類、附属明細書、注記について

計算書類と附属明細書で金額が異なるなどの事例が見受けられたため、整合性のある書類作成をするよう指導を行った。

また、注記が法令に基づき適正に作成していない事例が見受けられたため、慣例的に作成するのではなく、「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」に添って作成するように指導した。